

ハローワーク もりおか

令和4年11月 No.590

「もりおか高校生就職面談会」を開催しました！

10月18日（火）、ホテルメトロポリタン盛岡本館において、令和4年度「もりおか高校生就職面談会」を開催しました。

面談会には、県内の高等学校13校から令和5年3月卒業予定の生徒32名と教員17名が参加し、盛岡地域の参加事業所のブースを訪れ、仕事の内容や労働条件などについて情報収集を行いました。

参加した生徒からは、「業務内容を詳しく知ることができた」、「自分に合いそうでやりがいのある仕事だと思った」などの感想が寄せられ、それぞれ事業所についての理解を深めていました。

盛岡公共職業安定所管内における令和5年3月卒業予定の高校生の令和4年9月末における採用内定者数は403人と前年同時期に比べ4.7%（20人）減少していますが、就職内定率は62.1%と前年同時期の内定率（59.1%）に比べ3.0ポイント上回っています。

また、当日は高校1・2年生を対象とした「企業研究セミナー」も開催しました。これから進路選択や就職活動を控えた生徒に向けて、事業所の担当者から、仕事内容の説明のほか、求められる人材や就職活動のアドバイスが伝えられました。

参加した生徒は、メモを取りながら熱心に耳を傾け、「あいさつや言葉遣いなど当たり前にできるようにしておきたい」、「得意なことや個性を活かして、自分に合った職業を調べたい」と意欲を見せていました。

企業研究セミナーは、高校生に地元の企業について理解を深め、早期に職業意識を持ってもらうことを目的として、今年度初めて開催したものです。



- もくじ
- 「もりおか高校生就職面談会」を開催しました 1
 - 「人材開発支援助成金」を利用しやすくするため制度の見直しを行いました …2・3
 - 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です 4
 - 最近の求人求職のうごき 4

人材育成に取り組む事業主の皆さまへ

「人材開発支援助成金」を利用しやすくするため 令和4年10月1日から制度の見直しを行いました

「人材開発支援助成金」とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した場合に、**訓練経費**や訓練期間中の**賃金の一部等を助成**する制度です。

〈令和4年10月1日の改正内容〉

訓練コース名	対象者・対象訓練	共通の見直し	各コースの見直し
人への投資 促進コース	雇用保険被保険者を対象とした 定額制サービスによる訓練など	① 提出書類の省略	② 定額制訓練の要件変更及び 提出書類の簡略化
			③ 高度デジタル人材訓練の 要件変更
④ 情報技術分野認定実習併用 職業訓練の要件変更及び 提出書類の省略			
⑤ 認定実習併用職業訓練の 提出書類の省略			
特定訓練コース	正規雇用労働者を対象とした 生産性向上に資する訓練など		
一般訓練コース	正規雇用労働者を対象とした訓練		
特別育成訓練コース	非正規雇用労働者を対象とした訓練		

① 提出書類の省略

一般教育訓練等（専門実践教育訓練、特定一般教育訓練及び一般教育訓練の指定講座の訓練）を実施した場合に、支給申請の際に提出が必要となる「**一般教育訓練等の経費負担額に関する申立書**」の**提出を省略**しました。

② 定額制訓練の要件変更及び提出書類の簡略化

【変更点1】 特段の理由なく契約期間の初日から起算して**1か月前までの提出期限を経過し、かつ契約期間の初日が到来していない定額制サービス**（サブスクリプション型の研修サービス）についても、**助成対象**としました。（計画届の提出日から1か月後を契約期間の初日とみなします。）

【変更点2】 計画届の際に提出が必要となる「**訓練別の対象者一覧（様式第4-1号）**」について、定額制訓練では、記載内容を簡略化の上、「**定額制訓練に関する対象者一覧（様式第4-2号）**」を提出することに**変更**しました。

【変更点3】 計画届の際に提出が必要となる「**対象者全員分の雇用契約書等の写し**」を省略し、支給申請の際に、**受講時間数が10時間以上の要件を満たす対象者分の雇用契約書等の写しを提出**することに**変更**しました。

3 高度デジタル人材訓練の要件変更

対象事業主の要件に、「企業におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)を進めるために、事業主において企業経営や人材育成の方向性の検討を行い、この検討を踏まえて事業内計画等の計画を策定している事業主」を追加しました。また、この要件を適用する場合、計画届の添付資料に「事業主におけるDXの推進に関する申立書(様式第3-4号)」及び「検討を踏まえて策定した事業内計画等」を追加しました。

※対象事業主の要件(該当部分)

- ① 主たる事業が日本標準産業分類(大分類)の情報通信業である事業主
(主たる事業が情報通信業以外の場合は以下②から⑤のいずれかに該当する事業主)
- ② 産業競争力強化法に基づく事業適応計画(情報技術適応)の認定を受けている事業主
- ③ 情報処理の促進に関する法律第31条に基づく認定制度の認定を受けている事業主
- ④ デジタル経営改革のための評価指標を用いて、経営幹部、事業部門、IT部門などの関係する者で自己診断を行い、当該診断結果を(独)情報処理推進機構に提出するとともに、当該自己診断を踏まえた事業内計画等の計画を策定している事業主
- ⑤ 企業におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)を進めるために、事業主において企業経営や人材育成の方向性の検討を行い、この検討を踏まえて事業内計画等の計画を策定している事業主 **【追加】**

4 情報技術分野認定実習併用職業訓練の要件変更及び提出書類の省略

【変更点1】 対象労働者について、未経験者又はキャリアコンサルティングの中で過去の職業経験の実態等から必要と認められる者(情報処理・通信技術者としての業務経験が概ね1年未満の者)としていましたが、**経験年数が1年以上であっても当該業務から長期間離れていたなど、キャリアコンサルティングの結果、職業経験の実態等から必要と認められる者を対象**とすることにしました。(業務経験が概ね1年未満の者の部分を削除)

【変更点2】 計画届の際に提出が必要となる「認定実習併用職業訓練の実施計画認定通知書(写)」の**提出を省略**しました。

【変更点3】 計画届の際に提出が必要となる「対象労働者の生年月日がわかる書類」の**提出を省略**しました。

5 認定実習併用職業訓練の提出書類の省略

計画届の際に提出が必要となる「認定実習併用職業訓練の実施計画認定通知書(写)」の**提出を省略**しました。

【お問い合わせ先】 岩手県労働局 職業対策課分室 助成金相談コーナー

人材開発支援助成金



☎019-606-3285(代表)

働くを守る。暮らしを守る。労働保険 ～11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です！～

「労働保険」とは、**労災保険**（労働者災害補償保険）と**雇用保険**の総称です。常勤、パート、アルバイト等の名称や雇用形態にかかわらず、労働者を1人でも雇っている事業は強制適用事業であり、成立手続きを行う義務があります。

労働者とは？

労働者とは、職業の種類にかかわらず、事業に使用される者で、労働の対価としての賃金が支払われる者のことをいいます。

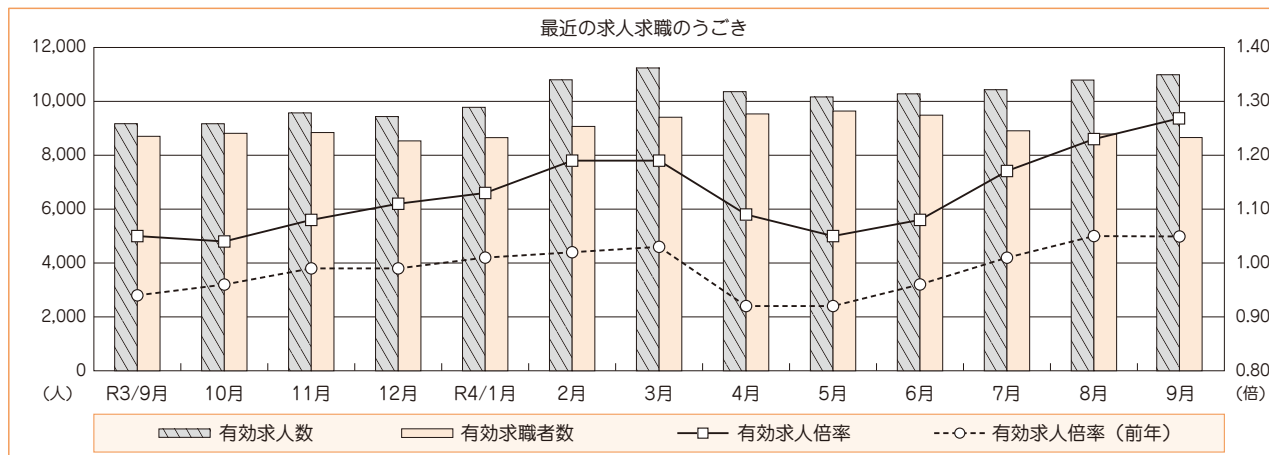
加入手続きを怠っていると？

- ①遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します。
- ②労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します。
- ③事業主の方のための助成金が受けられません。



【お問い合わせ先】 岩手労働局 労働保険徴収室 ☎ 019-604-3003
ハローワーク盛岡 雇用保険適用課 ☎ 019-624-8906

最近の求人求職のうごき



	R3/9月	10月	11月	12月	R4/1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	前年同月比
新規求人数	3,199	3,548	3,628	3,129	3,981	4,365	4,076	3,540	3,708	3,737	3,891	3,881	3,868	20.9%
有効求人数	9,171	9,169	9,572	9,436	9,779	10,801	11,240	10,360	10,165	10,279	10,433	10,791	11,034	20.3%
新規求職者数	1,755	1,776	1,779	1,547	1,985	2,169	2,234	2,589	2,130	1,881	1,724	1,732	1,723	▲1.8%
有効求職者数	8,703	8,814	8,843	8,533	8,654	9,070	9,411	9,534	9,641	9,488	8,908	8,787	8,688	▲0.2%
新規求人倍率	1.82	2.00	2.04	2.02	2.01	2.01	1.82	1.37	1.74	1.99	2.26	2.24	2.24	0.42p
有効求人倍率	1.05	1.04	1.08	1.11	1.13	1.19	1.19	1.09	1.05	1.08	1.17	1.23	1.27	0.22p
有効求人倍率(前年)	0.94	0.96	0.99	0.99	1.01	1.02	1.03	0.92	0.92	0.96	1.01	1.05	1.05	-

ハローワーク盛岡菜園庁舎

〒020-0024盛岡市菜園1丁目12-18 盛岡菜園センタービル
開庁時間 平日 10:00～18:30
職業相談コーナーのみ 土曜日開庁 10:00～17:00

盛岡新卒応援ハローワーク（1F）
わかもの支援コーナー（1F）

TEL 019-653-8609 FAX 019-653-8608

職業相談コーナー（2F）

TEL 019-623-4800 FAX 019-622-1638

マザーズコーナー（2F）

TEL 019-907-0203 FAX 019-622-1638

就職氷河期世代専門窓口（2F）

TEL 019-908-2060 FAX 019-908-2061

職業訓練相談コーナー（2F）

TEL 019-606-2256 FAX 019-908-2062

発行 盛岡公共職業安定所

〒020-0885 盛岡市紺屋町7番26号
TEL 019-624-8905 FAX 019-652-7199

沼宮内出張所

〒028-4301 岩手郡岩手町大字沼宮内7-11-3

TEL 0195-62-2139 FAX 0195-62-1312

滝沢市地域職業相談室

〒020-0632 滝沢市牧野林1000-1

TEL 019-687-6911 FAX 019-687-6912



岩手労働局ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/iwate-roudoukyoku/>

厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp>